2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由が有る場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　ガス事業法第３条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づき一般ガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の９第１項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　その他契約担当役が必要と定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒204―0024 東京都清瀬市梅園一丁目４番６号　労働安全衛生総合研究所管理部管理課契約係　電話042―491―4512（内線228）
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成31年３月14日18時
⑷　開札の日時及び場所　平成31年３月15日10時00分　労働安全衛生総合研究所会議室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならず、当該書類に関し開札日の前日までの間において，契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した者であって、独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
5　Summary
⑴　Contracting Entity : Yasuo Toyosawa The Obligating Officer, Director of Japan Organization of Occupational Health and Safety National Institute of Occupational Safety and Health, Japan
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Gas to be used in the Japan Organization of Occupational Health and Safety Japan Bioassay Research ; Contracted maximum flow rate 210 cubic meters／h ; Estimated annual consumption 1,022,112 cubic maters
⑷　Delivery period : From 1, April, 2019 through 31, March, 2020
⑸　Delivery place : Specified by the obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have Grade A or B or C or D in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region,
④　have got the permission as general gas utilities based on the Gas Utility Industry Law, or who is performing the notification as an gas lead pipe entrepreneur based on the Low, or those who is performing the notification as large quantity gas utilities based on the Low
⑺　Time-limit for tender : 6 : 00 PM 14 March, 2019
⑻　Contact point for the notice : Procurement Section, Accounting Division, National Institute of Occupational Safety and Health, Japan Kiyose district 1―4―6 Umezono Kiyose-shi Tokyo-to 204―0024 Japan, TEL 042―491―4512

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成31年1月23日
国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林整備センター　所長　大山誠一郎
◎調達機関番号　806　◎所在地番号　14
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量　自動車リース契約38台
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間
平成31年７月１日から平成36年６月30日まで　21台
平成31年８月５日から平成36年８月４日まで　14台
平成31年10月１日から平成36年９月30日まで　３台
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　上記１⑵の台数に１台あたりの月額リース金額を乗じて算出した金額（円）をもって行う。本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能等に関する書類を提出すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を加算した金額もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者であること。
⑴　国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成28・29・30年度全省庁統一資格「役務の提供等」のA、Bの等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成30年３月30日付け号外政府調達第59号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　農林水産省又は国立研究開発法人森林研究・整備機構の指名停止措置を受けている期間中でないこと。
3　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び交付期間等
⑴　場所及び問い合わせ先　〒212―0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地２　興和川崎西口ビル11階　国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター　森林管理部財務課　杉本・鶴岡　電話044―543―2506　ファクシミリ044―533―7409　E-mailアドレス keiyaku@green.go.jp
⑵　交付期間　平成31年１月23日（水曜日）から平成31年３月13日（水曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）